

別表 1（第 6 条関係）

出 動 種 別

出 動 種 別		内 容
火 災 出 動	一 般 火 災 出 動	地階を除く階数が 3 階以下の建築物で専用住宅（併用住宅を除く。）、共同住宅及び別棟建物（物置、車庫等）の火災を覚知したときの出動
	指 定 火 災 出 動	地階を除く階数が 3 階以下の建築物の火災を覚知したときの出動（一般火災出動に該当するものを除く。）
	中 高 層 火 災 出 動	地階を除く階数が 4 階以上の中高層建築物の火災を覚知したときの出動
	地 下 火 災 出 動	地下街、地下鉄駅舎（ホーム、軌道を含む。）洞道又はずい道の火災を覚知したときの出動
	危 険 物 火 災 出 動	危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の危険物の取扱施設（タンクローリー含む。）、ガス供給施設の他これらに類する施設等の火災を覚知したときの出動
	林 野 火 災 出 動	森林、原野等の火災を覚知したときの出動
	野 火 火 災 出 動	空地の枯れ草等の火災を覚知したときの出動
	※ 特 殊 火 災 出 動	列車、電車（地下鉄車両を含む。）、乗合バス等の車両火災若しくは高速自動車国道上のタンクローリー火災及び多重衝突事故（5 台以上の車両の衝突事故をいう。）による車両火災又は航空機の墜落等による火災を覚知したときの出動

救 助 出 動	救 助 出 動	救助活動を要する事象を覚知したときの出動（高速自動車道救助出動、水難救助出動、豊平川水難救助出動及び山岳救助出動並びに危険排除出動に該当するものを除く。）
	※ 水 難 救 助 出 動	水難事故を覚知したときの出動（豊平川水難救助出動に該当するものを除く。）
	※ 豊平川水難救助出動	豊平川流域（別に定める流域を除く。）における水難事故を覚知したときの出動
	※ 山 岳 救 助 出 動	山間部における救助活動を要する事象を覚知したときの出動
	※ 特殊救急救助出動	航空機の墜落事故、列車事故その他の大規模な救急及び救助活動を要する事象を覚知したときの出動
ガス漏れ警戒 出 動	ガ ス 漏 れ 警 戒 出 動	ガス漏れ事故を覚知したときの出動（特殊建物ガス漏れ警戒出動に該当するものを除く。）
	特殊建物ガス漏れ警戒 出 動	地階を除く階数が4階以上の中高層建築物又は地下街、地下鉄若しくは洞道におけるガス漏れ事故を覚知したときの出動
水 防 出 動	※ 水 防 出 動	水災が発生し、又は発生のおそれがあることを覚知したときの出動
そ の 他 災 害 出 動	※ 危 険 排 除 出 動	交通事故による車両からの潤滑油等の流出若しくは軽易な風水害その他これらに類する事象又は救助出動による消防部隊の編成を要しない軽易な救助を要する事象を覚知したときの出動
	※ 山 岳 遭 難 危 険 排 除 出 動	山間部における道迷いや行方不明者等の搜索、その他これらに類する事象を覚知したときの出動（山岳救助出動に該当するものを除く。）
	※ そ の 他 災 害 出 動	上記以外の災害出動

※の出動種別の災害は、直ちに災害現場へ出動する災害ではなく、団長の命令に従い出動する災害

別表 2（第 6 条関係）

出 動 時 等 の 服 装 等 の 基 準

出動種別	出 動 時	活 動 時
火災出動	1 保安帽又は業務帽 2 活動服 3 作業用手袋 4 防火長靴 5 消防団員証 6 その他活動上必要な被服及び携行品	1 防火帽又は保安帽 2 防火外とう 3 防火ズボン 4 防火長靴 5 防火手袋 6 その他活動上必要な被服及び携行品
救助出動	1 保安帽又は業務帽 2 活動服 3 作業用手袋 4 編上げ靴 5 消防団員証 6 その他活動上必要な被服及び携行品	1 保安帽 2 活動服 3 救命胴衣（水難救助出動及び豊平川水難救助出動に限る。） 4 作業用手袋 5 編上げ靴 6 その他活動上必要な被服及び携行品
ガス漏れ警戒出動	1 保安帽又は業務帽 2 活動服 3 作業用手袋 4 防火長靴 5 消防団員証 6 その他活動上必要な被服及び携行品	1 防火帽又は保安帽 2 防火外とう 3 防火ズボン 4 防火長靴 5 防火手袋 6 その他活動上必要な被服及び携行品
水防出動	1 保安帽又は業務帽 2 活動服 3 雨合羽 4 作業用手袋 5 防火長靴 6 消防団員証 7 その他活動上必要な被服及び携行品	1 保安帽 2 活動服 3 雨合羽 4 救命胴衣 5 作業用手袋 6 防火長靴 7 その他活動上必要な被服及び携行品

※ 防火帽、防火外とう、防火ズボン、防火長靴及び防火手袋は、各消防署の水槽車、化学・水槽車又は水槽付救助車に積載しているため、消防隊到着前や不足が生じる場合は自身の服装及び装備品を考慮し、十分な安全を確保した上で活動すること。

※ 残火処理など粉塵の飛散が予想される活動を行うときは、防塵メガネ及び防塵マスクを着装すること。

※ 傷病者との接触など感染リスクがある活動を行うときは、感染防止衣、マスク、グローブ及びゴーグルなどによる感染防止対策を講じること。

別表 3（第 8 条関係）

消 防 団 の 活 動 基 準

(1) 火災出動

活 動 区 分		活 動 内 容
消 防 隊 到 着 前 の 活 動	1. 情報収集等	(1) 火元建物の居住者及び災害弱者等の状況把握を行う。 (2) 火元建物の危険物の有無、位置及び数量等の状況把握を行う。 (3) 隣接建物等への延焼危険の状況把握を行う。 (4) 通報者及び避難者等を確保する。 (5) 現場まで消防隊等を誘導する。 (6) 現場の状況を 119 番通報等により消防指令管制センターに情報提供する。
	2. 初期消火	(1) 消火器等による初期消火を行う。 (2) 消防活動上の障害物の排除を行う。 (3) 可搬ポンプ等を搬送した場合は、火勢制圧及び延焼防止等の活動を行う。
	3. 人命救助	要救助者の救助活動及び避難誘導等を行う。
	4. 飛火警戒	(1) 飛火を監視する。 (2) 消火器等を用いて飛火警戒を行う。
	5. 広 報	(1) 群集整理のための広報を行う。 (2) 付近住民に対して警戒を喚起する。
消 防 隊 到 着 後 の 活 動	1. 指揮本部への報告	(1) 指揮本部に収集した情報を報告するとともに、確保した通報者及び避難者等を引継ぐ。 (2) 現場最高指揮者から活動指示を受ける。
	2. 各種活動	現場最高指揮者の指示により、次に掲げる活動を行う。
	(1) 消防警戒区域（消防法第 28 条第 1 項に規定する消防警戒区域をいう。以下同じ。）の設定等	ア ロープ等による消防警戒区域の設定及び当該区域への出入の禁止又は制限を行う。 イ 現場保存区域（火災の原因調査を十分に行うために必要な区域をいう。以下同じ。）の監視及び警戒を行う。

(2) 水利部署、ホース延長及び注水補助等	ア 吸水措置の補助及び水利部署障害の排除を行う。 イ 水量の少ない河川の溜水措置及び水量の確保を行う。 ウ ホース延長の補助及び延長ホースの曲折部等の修正を行う。 エ 増加ホース等の搬送を補助する。 オ ホースブリッジの搬送及びホースの破断防止を行う。 カ ホースからの漏水防止処置を行う。 キ 注水障害の排除を行う。 ク 消防隊の筒先補助を行う。 ケ 水槽車又は可搬ポンプ等からホースを延長して注水を行う。 コ 水槽車又は可搬ポンプ等からホースを延長して補給送水を行う。
(3) 資機材の搬送及び水損防止活動等	ア 積載はしごの搬送、架てい及び確保を行う。 イ 防水シートの搬送及び水損防止活動を行う。 ウ 空気呼吸器の予備ボンベ等の搬送を行う。 エ 照明器具の搬送及び照明活動を行う。
(4) 救護活動等	ア 応急救護所の開設補助を行う。 イ 負傷者を応急救護所へ搬送する。 ウ 避難者を安全な場所へ誘導する。 エ 普及講習（応急手当の普及啓発活動の推進に関する要綱（平成5年12月24日消防局長決裁）第4条各号に規定する講習をいう。以下同じ。）のいずれかを修了した消防団員は、救急隊と連携して応急救護活動を行う。
(5) 残火処理	消防隊とともに残火処理を行う。
(6) 撤収及び引揚げ	ア 使用したホース及び各種資機材の撤収を行う。 イ 出動消防団員の異常の有無等を現場最高指揮者に報告する。
(7) 監視警戒	監視警戒を行う。

※ 防火帽、防火外とう、防火ズボン、防火長靴及び防火手袋は、各消防署の水槽車、化学・水槽車又は水槽付救助車に積載しているため、消防隊到着前や不足が生じる場合は自身の服装及び装備品を考慮し、十分な安全を確保した上で活動すること。

(2) 救助出動

活 動 区 分		活 動 内 容
消防隊到着前の活動	1. 情報収集等	(1) 災害実態及び要救助者等の状況把握を行う。 (2) 通報者及び避難者等を確保する。 (3) 現場まで消防隊等を誘導する。 (4) 現場の状況を 119 番通報等により消防指令管制センターに情報提供する。
	2. 救助活動	(1) 関係者に対して、機械、電源等の停止を要請し、二次災害防止措置を行う。 (2) 要救助者の負傷状況等を十分に考慮した上で、救出可能な場合は救助活動を行う。
	3. 広 報	(1) 群集整理のための広報を行う。 (2) 付近住民に対して警戒を喚起する。
消防隊到着後の活動	1. 指揮本部への報告	(1) 指揮本部に収集した情報を報告するとともに、確保した通報者及び避難者等を引継ぐ。 (2) 現場最高指揮者から活動指示を受ける。
	2. 各種活動	現場最高指揮者の指示により、次に掲げる活動を行う。
	(1) 活動に必要な区域の設定	ロープ等により活動に必要な区域の設定及び当該区域への出入の禁止又は制限を行う。
	(2) 資機材の搬送等	ア 破壊器具を搬送する。 イ 照明器具の搬送及び照明活動を行う。
	(3) 救助・救護活動等	ア 救助隊及び消防隊とともに救助活動を行う。 イ 応急救護所の開設補助を行う。 ウ 負傷者を応急救護所へ搬送する。 エ 避難者を安全な場所へ誘導する。 オ 普及講習のいずれかを修了した消防団員は、救急隊と連携して応急救護活動を行う。
	(4) 撤収及び引揚げ	ア 使用した各種資機材の撤収を行う。 イ 使用資機材の員数及び損傷の有無の確認を行う。 ウ 出動消防団員の異常の有無を現場最高指揮者に報告する。

(3) ガス漏れ警戒出動

活 動 区 分		活 動 内 容
消防隊到着前の活動	1. 情報収集等	(1) 災害実態及び逃げ遅れ等の状況把握を行う。 (2) 通報者及び避難者等を確保する。 (3) 現場まで消防隊等を誘導する。 (4) 現場の状況を 119 番通報等により消防指令管制センターに情報提供する。
	2. 避難誘導	屋外に避難した住民等を風上の安全な区域へ避難誘導する。（ガス滞留建物内進入禁止）
	3. 広 報	(1) 付近立入禁止の広報を行う。 (2) 火気厳禁の広報を行う。
消防隊到着後の活動	1. 指揮本部への報告	(1) 指揮本部に収集した情報を報告するとともに、確保した通報者及び避難者等を引継ぐ。 (2) 現場最高指揮者から活動指示を受ける。
	2. 各種活動	現場最高指揮者の指示により、次に掲げる活動を行う。
	(1) 活動に必要な区域の設定	ロープ等により活動に必要な区域の設定及び当該区域への出入の禁止又は制限を行う。
	(2) 避難住民等の誘導	避難した住民等を安全な場所へ誘導する。
	(3) 撤収及び引揚げ	ア 使用した各種資機材の撤収を行う。 イ 出動消防団員の異常の有無を現場最高指揮者に報告する。

※ 防火帽、防火外とう、防火ズボン、防火長靴及び防火手袋は、各消防署の水槽車、化学・水槽車又は水槽付救助車に積載しているため、消防隊到着前や不足が生じる場合は自身の服装及び装備品を考慮し、十分な安全を確保した上で活動すること。

(4) 水防出動

活 動 区 分		活 動 内 容
消防隊到着前の活動	1. 情報収集及び監視警戒等	(1) 自己の安全を十分に確保したうえで、河川の水位、水災発生危険箇所等の情報収集及び監視警戒を行う。 (2) 現場の状況を 119 番通報等により消防指令管制センターに情報提供する。
	2. 広 報	被害発生危険が極めて高い地域の住民に対して、避難の呼びかけを行う。
	3. 水 防 活 動	浸水等の被害発生危険が高い地域に対し、水防活動を行う。
消防隊到着後の活動	1. 指揮本部への報告	(1) 指揮本部に収集した情報を報告する。 (2) 現場最高指揮者から活動指示を受ける。
	2. 各 種 活 動	現場最高指揮者の指示により、次に掲げる活動を行う。
	(1) 避 難 誘 導	避難情報に基づき、当該地域住民の避難誘導を行う。
	(2) 資機材搬送	必要により水防資機材の搬送を行う。
	(3) 水 防 活 動	ア 水防工法を行う。 イ 可搬ポンプ等を活用した排水活動を行う。
	(4) 撤収及び引揚げ	ア 使用した各種資機材の撤収を行う。 イ 出動団員の異常の有無を現場最高指揮者に報告する。

※水防出動は災害覚知後、団長の命令に従い出動すること。

別表 4 (第 16 条関係)

通信機器の呼出し名称及び指定チャンネル

団	本部・分団	トランシーバー	デジタル簡易無線機		
		チャンネル	呼出名称	チャンネル	
				メイン	サブ
中央	本部	01	中央指揮 ※基地局 (チュウオウシキ) 中央指揮 101 (チュウオウシキ イチマルイチ) 中央指揮 102 (チュウオウシキ イチマルニ)	1	11 21
	桑園	02	桑園 101、102…		
	宮の森	03、04	宮の森 101、102…		
	円山	05	円山 101、102…		
	中央	06	中央 101、102…		
	東北	07	東北 101、102…		
	苗穂	08	苗穂 101、102…		
	西	09	西 101、102…		
	西創成	10	西創成 101、102…		
	東	11	東 101、102…		
	幌西	2	幌西 101、102…		
	曙	3	曙 101、102…		
	豊水	4	豊水 101、102…		
	山鼻	5	山鼻 101、102…		
	予備	1、6～9	—		
北	本部	01	北指揮 ※基地局 (キタシキ) 北指揮 101 (キタシキ イチマルイチ) 北指揮 102 (キタシキ イチマルニ)	2	12 22
	新川	02、03	新川 101、102…		
	新琴似	04	新琴似 101、102…		
	屯田	05	屯田 101、102…		
	茨戸	06	茨戸 101、102…		
	篠路	07	篠路 101、102…		
	拓北	08、09	拓北 101、102…		
	あいの里	10、11	あいの里 101、102…		
	上篠路	2、3、4	上篠路 101、102…		
	北	5	北 101、102…		
	幌北	6	幌北 101、102…		

	鉄西	7	鉄西 101、102…		
	予備	1、8、9	－		
東	本部	01	東指揮 ※基地局 (ヒカ`シキ) 東指揮 101 (ヒカ`シキ イチマルイチ) 東指揮 102 (ヒカ`シキ イチマルニ)	3	13 23
	栄	02	栄 101、102…		
	丘珠	03	丘珠 101、102…		
	中沼	04	中沼 101、102…		
	北栄	05	北栄 101、102…		
	北光	06	北光 101、102…		
	元町	07	元町 101、102…		
	鉄東	08	鉄東 101、102…		
	東苗穂	09	東苗穂 101、102…		
	本苗穂	10	本苗穂 101、102…		
	東雁来	11	東雁来 101、102…		
	予備	1～9	－		
白石	本部	01	白石指揮 ※基地局 (シロイシキ) 白石指揮 101 (シロイシキ イチマルイチ) 白石指揮 102 (シロイシキ イチマルニ)	4	14 24
	菊水西	02、03	菊水西 101、102…		
	菊水	04、05	菊水 101、102…		
	菊水東	06、07	菊水東 101、102…		
	東米里	08、09	東米里 101、102…		
	白石	10、11	白石 101、102…		
	北白石	2、3	北白石 101、102…		
	東白石	4、5	東白石 101、102…		
	予備	1、6～9	－		
厚別	本部	01	厚別指揮 ※基地局 (アツハ`ツシキ) 厚別指揮 101 (アツハ`ツシキ イチマルイチ) 厚別指揮 102 (アツハ`ツシキ イチマルニ)	5	15 25
	中央	02、03	中央 101、102…		
	西	04、05	西 101、102…		
	東	06、07	東 101、102…		

	南	08、09	南 101、102…		
	予備	1～11	－		
豊平	本部	01	豊平指揮 ※基地局 (トヨハラシキ) 豊平指揮 101 (トヨハラシキ イチマルイチ) 豊平指揮 102 (トヨハラシキ イチマルニ)	6	16 26
	豊平	02、03	豊平 101、102…		
	平岸	04、05	平岸 101、102…		
	美園	06、07	美園 101、102…		
	月寒	08、09	月寒 101、102…		
	東月寒	10、11	東月寒 101、102…		
	西岡	2、3	西岡 101、102…		
	予備	1、4～9	－		
清田	本部	01	清田指揮 ※基地局 (キヨタシキ) 清田指揮 101 (キヨタシキ イチマルイチ) 清田指揮 102 (キヨタシキ イチマルニ)	7	17 27
	北野	02、03	北野 101、102…		
	平岡	04、05	平岡 101、102…		
	清田	06、07	清田 101、102…		
	里塚	08、09	里塚 101、102…		
	車両	10	清田団車両 ※移動局 (キョタダシヤリョウ) 清田 201 (キヨタシキ ニイチマルイチ)		
	予備	1～9、11	－		
南	本部	01	南指揮 ※基地局 (ミナシキ) 南指揮 101 (ミナシキ イチマルイチ) 南指揮 102 (ミナシキ イチマルニ)	8	18 28
	定山溪	02、03	定山溪 101、102…		
	藻岩	04、05	藻岩 101、102…		
	澄川	06、07	澄川 101、102…		
	真駒内	08、09	真駒内 101、102…		
	簾舞	10、11	簾舞 101、102…		
	藤野	2、3	藤野 101、102…		
	石山	4、5	石山 101、102…		

	滝野	6、7	滝野 101、102…		
	車両	8	南団車両 ※移動局 (ミナミダンシャリョウ) 南 201 (ミナミ ニイマルイチ)		
	予備	1、9	—		
西	本部	01	西指揮 ※基地局 (ニシキ) 西指揮 101 (ニシキ イチマルイチ) 西指揮 102 (ニシキ イチマルニ)	9	19 29
	西町	02、03	西町 101、102…		
	発寒	04、05	発寒 101、102…		
	西野	06、07	西野 101、102…		
	八軒	08、09	八軒 101、102…		
	琴似	10、11	琴似 101、102…		
	予備	1～9	—		
手 稲	本部	01	手稲指揮 ※基地局 (テイネキ) 手稲指揮 101 (テイネキ イチマルイチ) 手稲指揮 102 (テイネキ イチマルニ)	10	20 30
	中央	02、03	中央 101、102…		
	東	04、05	東 101、102…		
	西	06、07	西 101、102…		
	北	08、09	北 101、102…		
	車両	10	手稲団車両 ※移動局 (テイネダンシャリョウ) 手稲 201 (テイネ ニイマルイチ)		
	予備	1～9、11	—		

別表 5 （第 19 条関係）

非 常 招 集 体 制		
第 1 非常警備体制	第 2 非常警備体制	第 3 非常警備体制
団員数の概ね 3 分の 1 以上を招集	団員数の概ね 3 分の 2 以上を招集	全消防団員を招集

※団員数とは、本部又は分団の定員数をいう。

別表 6（第20条関係）

消 防 団 指 揮 本 部 の 組 織

消防団 指揮本部長等	担当	任 務 の 概 要	編 成 の 基 準					
			本部長	副本部長	部長	班長	団員	計
消防団 指揮本部長 団 長 消防団 指揮副本部長 副団長	指揮	1 署隊本部等との連絡調整に関する事 2 消防団の総括指揮に関する事 3 分団の出動命令に関する事 4 活動の指示・命令に関する事 5 その他必要な事項に関する事	1	—	1	—	2	4
	情報	1 消防団員の参集状況の把握に関する事 2 被害状況の把握に関する事 3 活動状況の把握に関する事 4 その他必要な事項に関する事	—	1	—	1	2	4
	補給	1 消防団員の給食、給水等に関する事 2 資機材等の調達に関する事 3 その他必要な事項に関する事	—	—	1	1	2	4

※ 上表を基本としつつ、各消防団の実情に応じて編成を行うこと。

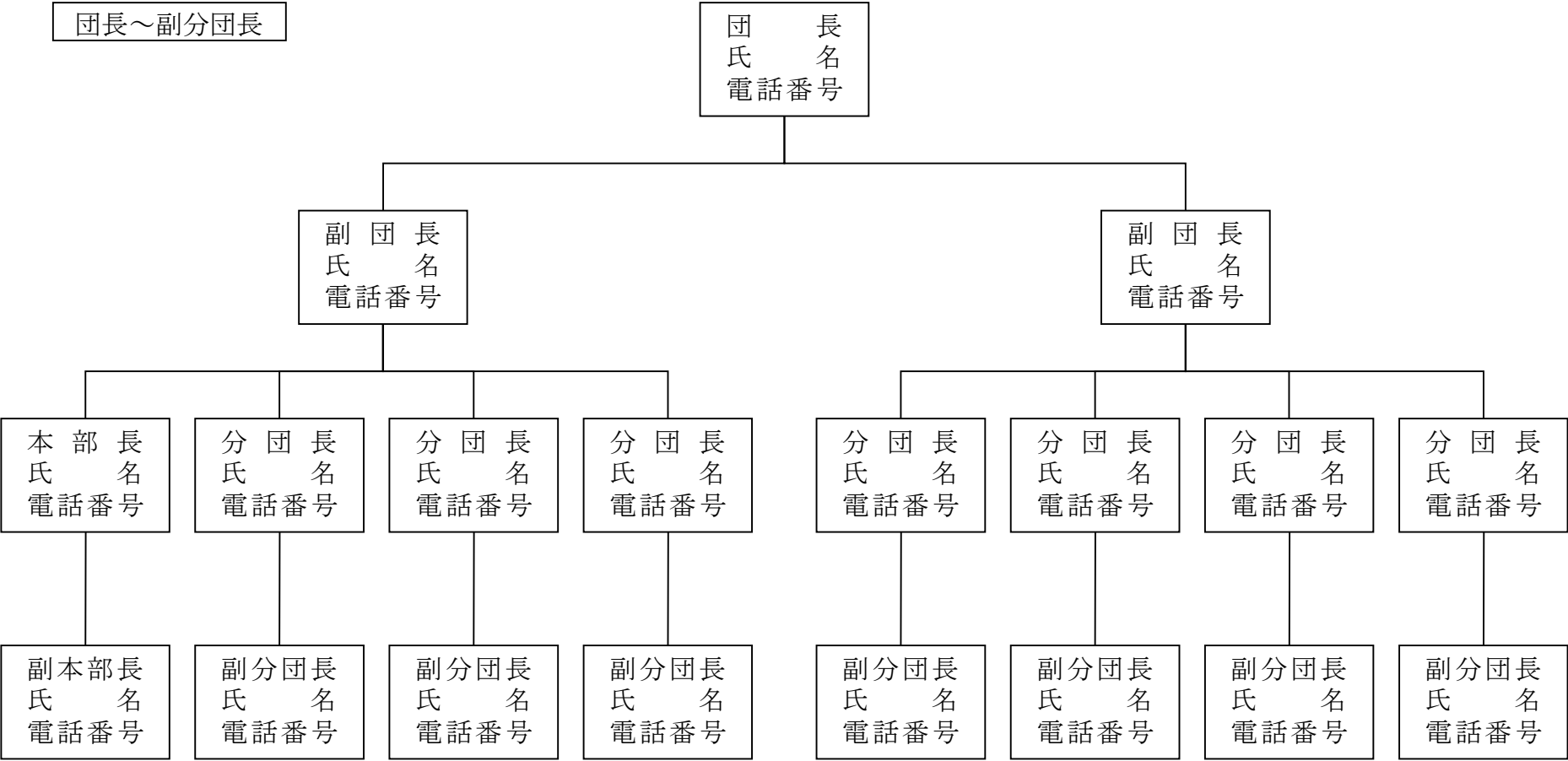
別表 7 (第20条関係)

分 団 の 組 織							
担当	任 務 の 概 要	編 成 の 基 準					
共 通 事 項	1 消防隊との連携に関すること。 2 消防隊への支援活動に関すること。 3 資機材の点検等に関すること。 4 警戒及び巡視に関すること。 5 各活動に必要な情報収集及び連絡に関すること。 6 群集の整理に関すること。 7 水防工法の選定及び実施に関すること。 8 その他必要な事項に関すること。	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
指 揮	1 現場最高指揮者との連絡調整に関すること。 2 分団の指揮に関すること。 3 出動分団員の把握に関すること。 4 活動の指示・命令に関すること。 5 分団の活動状況の把握に関すること。 6 所轄区域内の被害状況等の把握に関すること。 7 消防団指揮本部からの指示・命令の各担当への伝達に関すること。 8 消防団指揮本部への報告に関すること。	1	1	—	2	2	6
消 火	1 消火活動に関すること。 2 延焼拡大危険地域等の把握に関すること。 3 火災の拡大予想に関すること。 4 飛火警戒に関すること。 5 水利部署及び補水に関すること。	—	—	1	1	1 0	1 2
救 助	1 人命救助活動に関すること。 2 簡易救助資機材の活用に関すること。 3 要救助者の把握に関すること。	—	—	1	1	3	5
救 急	1 応急処置に関すること。 2 傷病者の把握に関すること。	—	—	1	1	3	5

※ 上表を基本としつつ、分団の実情に応じた編成を行うこと。

伝 達 系 統 図

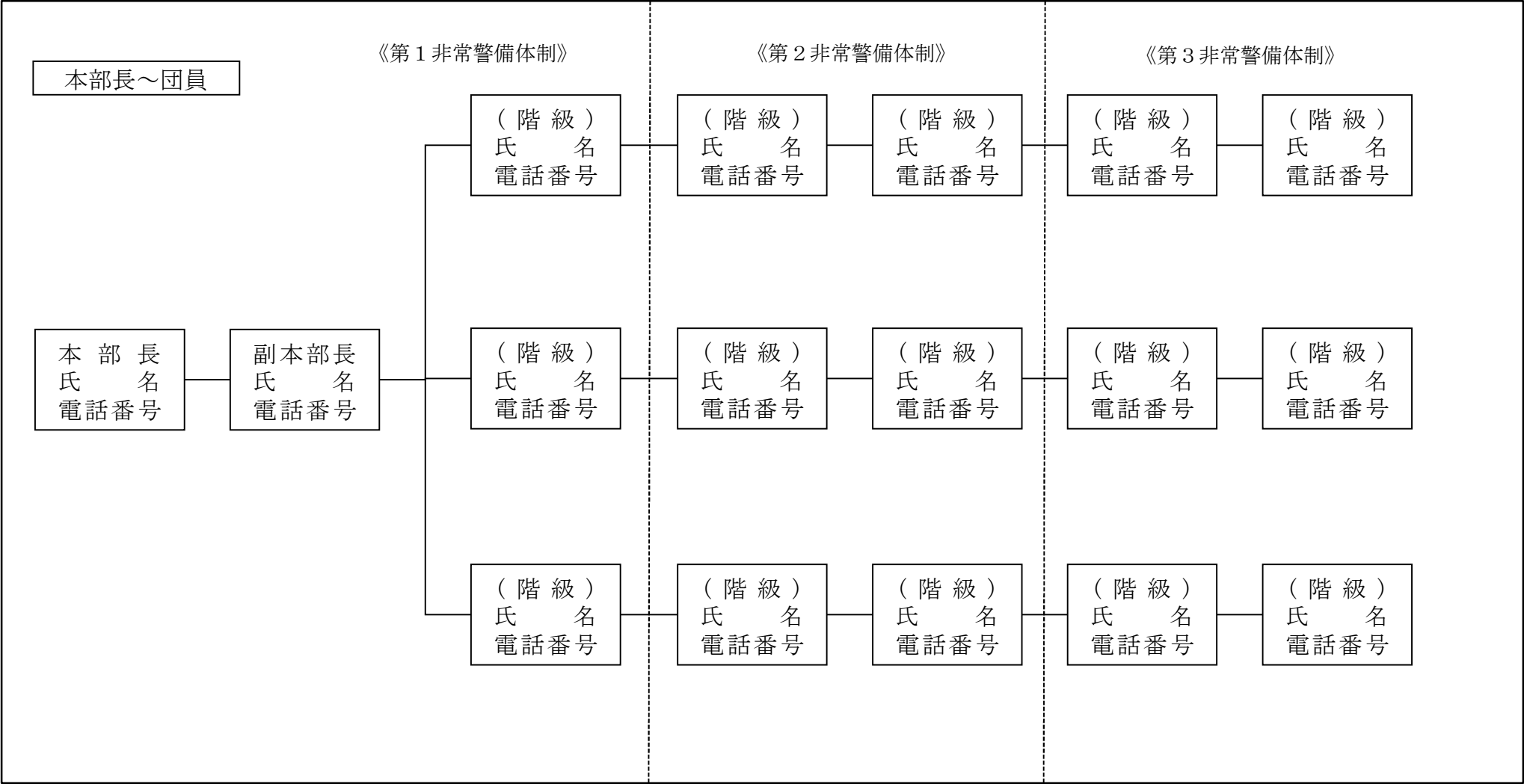
年 月 日現在
消防団



※ この伝達系統により難しい場合は、これに準じた方法をとることができる。

伝 達 系 統 図

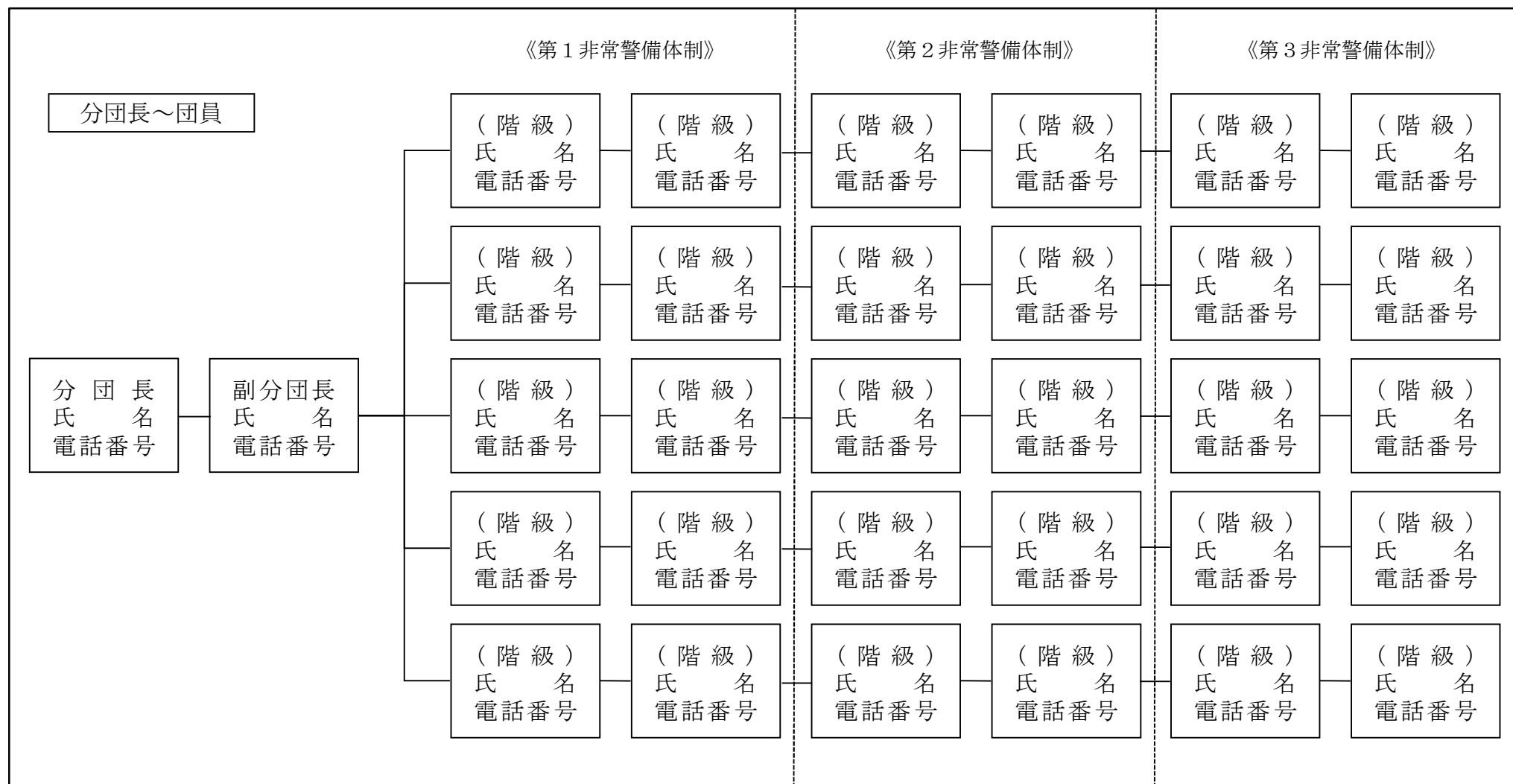
年 月 日現在
消防団本部



※ この伝達系統により難しい場合は、これに準じた方法をとることができる。

伝達系統図

年 月 日現在
消防団 分団



※ この伝達系統により難い場合は、これに準じた方法をとることができる。

別記様式 2

参 集 者 名 簿

(消防団指揮本部・分団)

[illegible]

別記様式 3

参 集 者 集 計 表

[illegible]

消 防 団 指 揮 本 部 任 務 担 当 組 織 表

年 月 日現在
消防団

	階級	氏名	階級	氏名	階級	氏名	階級	氏名	階級	氏名
指 揮										
情 報										
補 給										

分 団 任 務 担 当 組 織 表

年 月 日現在

消防団 分団

	階級	氏名	階級	氏名	階級	氏名	階級	氏名	階級	氏名
指 揮										
消 火										
救 助										
救 急										